【大阪府立高等学校・府立中学校スクールソーシャルワーカー（拠点校型）勤務条件等】

業務内容	○拠点校及び管轄エリアに所在する学校における児童生徒等や保護者に対する相談援助、教職員へのコンサルテーション及び研修の実施　等 ○その他勤務先の校長・准校長及び大阪府教育庁が認めるもの ※業務に使用する通信機器(携帯電話)を貸与
条件付採用期間	あり(条件付採用の期間は1月)
勤務場所	大阪府立高等学校・府立中学校(全日制・定時制の高等学校及び中学校)
身分	地方公務員法第 17 条及び第 22 条の2第1項第1号に規定するパートタイムの会計年度任用職員とする。
雇用期間	採用された日(令和9年4月 1 日以降)から令和 10 年3月 31 日
報酬等	○報酬額及び交通費を支給。(報酬等は大阪府教育庁が定めるところにより変更する場合があります) ○報酬額 ： 1時間につき 3,700 円 ○交通費 ： 通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき実施。 ○昇給、退職手当 ： なし ○期末手当、勤勉手当 ： あり(ただし、任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり 15 時間 30 分以上の者(※)に限る) ※「勤務時間が週あたり 15 時間 30 分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう ①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の者 ②任用期間において、月ごとに平均した週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上である月が6月以上の者
勤務時間及び休憩時間	【週4日勤務】 ○年間 44 週程度(原則 1 日あたり7時間、休憩時間あり) ○勤務時間は拠点校の校長・准校長との協議により決定 ○時間外勤務　なし 【週3日勤務】 ○年間 44 週程度(原則 1 日あたり7時間、休憩時間あり) ○勤務時間は拠点校の校長・准校長との協議により決定 ○時間外勤務　なし
休暇等	年次休暇 ： 6月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、一定の基準により付与 特別休暇 ： あり(有給・無給)
報酬支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額を、翌月の 10 日(その日が休日に当たるときはその直前の銀行営業日)に支給
退職	任用期間の満了等により退職
任用の更新	選考に合格した者については、再度の任用あり
社会保険等	社会保険(健康保険、厚生年金保険)及び雇用保険の適用あり ただし、1週間の勤務時間が 20 時間以上等の適用要件を満たす場合
災害補償	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところによる
服務	地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の定める規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用
任命権者	大阪府教育委員会

※　なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務労働条件明示書により確認してください。

※　勤務時間が勤務場所を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認のうえ、勤務時間の変更等を行う場合があります。

※　標記の勤務条件等は、令和８年 11 月６日現在で予定されている内容です。今後、変更される場合があります。

その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の関係法令により定めていますので、大阪府教育庁教育振興室高等学校課に確認してください。